

風水害の気象警報が発表されたときの対応について

荒川区教育委員会より、風水害の気象警報発表時の対応の基本的な流れが「風水害の気象警報が発表されたときの対応について」において示されたことを受け、風水害の気象警報が発表された際、下記のとおり判断いたします。保護者の皆様におかれましては、下記の対応に沿って登校の判断をしていただきますようお願いいたします。

児童・生徒の安全を確保するため、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

《登校》

裏面の教育委員会より示された「気象警報等が発表されたときの対応」を参考に、**学校からの連絡がなくてもご家庭で状況に応じてご判断**ください。

- ①登校時、影響が少ないと思われる場合、通常どおり登校させてください。
- ②**保護者が、安全確保できないと考えた場合は、無理に登校させず、自宅で待機**させてください。その際の連絡も通常通り、「スクリレ」アプリでご連絡ください。

○気象状況を例にあげると、事態は刻々と変わります。例えば台風接近の予報が出されても進路が急に変わり、より強い影響が出ることや逆に影響が出ない場合もあります。また、通学距離によっても危険かどうかは変わります。その時の状況にあった対応をお願いします。

○判断しかねる場合、**気象庁の「警報」発令(荒川区は23区東部)**が一つの目安として考えられます。

- ③事態がおさまり、保護者の方が安全であると判断された場合は、できる限り保護者の方が付き添って、登校させてください。
- ④登校の際は、危険な場所には近寄らず、安全に注意して登校させてください。台風の際は路上の倒木や障害物散乱、大雪の際は滑りやすい坂道等に留意する等状況に応じてお願いします。
※ **緊急事態のやむを得ない休み・遅刻等は、「欠席」「遅刻」等の扱いにしない場合もあります。**

《下校》

- ①児童登校後、下校に影響があると思われる場合、学校では、事態の様子をみながら対応します。

- A 下校時に危険が少ない場合 → **児童に安全指導を行い通常どおり下校**
- B 下校時に通常よりは危険があるが、下校が可能とみられる場合
→複数教職員の引率による**方面別下校**
(可能な保護者の方は迎えにきていただき、付き添いの協力をお願いします。)
- C 下校時に危険がある場合 → **そのまま待機**(危険が少なくなった時点で下校します。)

※ 事態に応じて、下校を早めたり遅らせたり、保護者の方に迎えにきていただくこともあります。

【問い合わせ先】

副校長 小林 愛作
電話 3895-6864

【荒川区教育委員会より】

1 気象警報等が発表されたときの対応

- ①午前6時の時点で、気象庁から発表されている気象警報に基づいて対応を判断します。
- ②気象庁のホームページで荒川区への気象警報の発表状況を確認してください。



気象庁<あなたの街の防災情報>

[https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area type=class20s&area code=1311800](https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area%20type=class20s&area%20code=1311800)

- ※ 河川の氾濫については、川ごと(荒川・石神井川)に防災気象警報が発表されます。
- ※ 気象庁のホームページで荒川区への気象警報の発表状況を確認できない場合は、他の情報により、荒川区への気象警報の発表状況を確認してください。

情報によっては、荒川区に気象警報が発表されているときに、23区東部や東京地方という表現で、まとめて気象警報の発表が伝えられるときがあります。荒川区への発表が確認できず、23区東部や東京地方に気象警報が発表されているときは、荒川区に発表されているものとして、判断をしてください。

- ③ 登校するときには通学路の状況や気象警報を確認して通学時の安全確保を第一にしてください。警報等が発表されていない場合においても、天候が不安定な場合や、通学の安全が確保できない場合は、登校を見合わせる判断をしてください。

2 授業実施判断の流れ

		河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮	暴風
情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。						
レベル5	特別警報	荒川・石神井川 【授業形態】 臨時休業（給食なし）	【授業形態】 臨時休業（給食なし）	【授業形態】 臨時休業（給食なし）	【授業形態】 臨時休業（給食なし）	レベル5相当 【授業形態】 臨時休業（給食なし）
情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。						
レベル4	危険警報	荒川 【授業形態】 臨時休業（給食なし） 石神井川 【授業形態】 西尾久地区の一部のみ 臨時休業（給食なし） ※対象：尾久第六小学校	【授業形態】 臨時休業（給食なし）	【授業形態】 日暮里地区の一部のみ 臨時休業（給食なし） ※対象：第一日暮里小学校	【授業形態】 臨時休業（給食なし）	レベル4相当 【授業形態】 臨時休業（給食なし）
事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。						
レベル3	警報	荒川のみ 【授業形態】 臨時休業（給食なし）	【授業形態】 天候に応じて各校で判断	【授業形態】 天候に応じて各校で判断	【授業形態】 午前休業（給食なし） ※午前11時に午後の授業形態を判断	レベル3相当 【授業形態】 午前休業（給食なし） ※午前11時に午後の授業形態を判断

3 登校時の注意

周囲の状況を確認して、安全に登校することを最優先にして登校させてください。

	午前11時の警報の状況	授業形態
1	暴風警報 高潮警報が継続	臨時休業
2	暴風警報 高潮警報の解除	5校時より授業

4 その他

- (1)お子さんの安全の確保を第一に考えて行動してください。
- (2)警報が解除されていても、天候の様子や周囲の状況が、登校できる状態でないときには、登校を控えてください。保護者の判断で登校を控えた際には遅刻や欠席とはなりません。次に登校するとき、連絡帳などでご連絡ください。
- (3)「荒川区立小学校・中学校 気象警報が発表されたときの対応」以外の対応が必要な場合は、学校のホームページやスクリーン等によりお知らせいたしますので、情報に基づいて行動してください。
- (4)日頃から、各家庭において災害時の対応について話し合い、避難場所や避難経路を確認するなど、安全の確保に努めてください。